

まちなか再生推進事業

令和5年度に策定した「まちなか再生ビジョン」に基づき、令和6年以降の主な取組内容を抜粋し、そこから令和6年度に実施すべき柱と取組をまとめ、実行していく。

■主な取組内容からまとめた2つの柱

- ①空き物件(空き店舗・空き家・空き地)を効果的に活用し、まちなかの賑わいをつくる
- ②拠点施設の検討と実現に向けたロードマップの作成

■実現に向けた取り組み

- (1) 相談窓口の継続・進化
 - ・魅力創造課におけるまちなかチャレンジ窓口の設置
 - ・まちなか施設での相談窓口の増設【業務委託】(新規)
- (2) 相談者の支援体制の構築【業務委託】
 - ・相談者の夢の実現を深掘りするケース会議・人繋ぎの実施(新規)
- (3) 空き物件の活用・流通促進【地域おこし協力隊の採用】
 - ・空き物件調査、カルテづくり、登記・相続処理支援、マッチングまでの仕組みづくり(新規)
 - ・空き物件活用促進に向けた所有者向けの啓発イベント等の企画・実施(新規)
 - ・空き物件流通促進に向けた補助の実施(新規)
- (4) 金銭的支援(起業、事業拡大、集いの場づくり等の助成)
 - ・まちなかチャレンジ事業補助及び起業支援補助の実施
- (5) 拠点施設の整備の検討
 - ・拠点施設の整備に向けた機能・場所等の検討と財源・運営手法等の確保などの検討(新規)
- (6) 関係課との政策連携

■取組の進捗状況

取組内容	実施日	進捗状況等
(1)相談窓口の継続・進化		
①魅力創造課におけるまちなかチャレンジ窓口の設置	令和5年5月1日～	庁内関係課、関係団体等への仲介や各種支援の紹介を実施 【相談者数】 R5:5人 延べ6件、R6:1人
②まちなか施設での相談窓口の増設【業務委託】(新規)	令和6年8月13日～	まちなかエリアの施設にてまちなかチャレンジ相談窓口を増設し以下の業務を実施。 ①オンラインを含めた相談受付業務 ②相談者が実現したい目標や実現のための課題、必要なヒト・モノ・コトの支援等をまとめ、可視化するための事業創発企画書の作成と、事業創発企画書を基にした事業着手前後の伴走支援 【相談者数】 8人
(2) 相談者の支援体制の構築【業務委託】		
①相談者の夢の実現を深掘りするケース会議・人繋ぎの実施(新規)	①令和6年8月21日 ②令和6年9月20日 ③令和6年10月21日	相談窓口で受け付けた相談者で希望者を対象に、専門知識等を有するアドバイザーが集う場で事業創発内容(チャレンジしたい夢)をプレゼンテーションしてアドバイザーからの助言や内容の深掘りを通して伴走支援の方針などを明確にするケース会議を年5回開催。 【開催内容】 第1回:2人、第2回:3人、第3回:3人第4回:12月、第5回:2月
(3) 空き物件の活用・流通促進【地域おこし協力隊の採用】		
①空き物件調査、カルテづくり、登記・相続処理支援、マッチングまでの仕組みづくり(新規) ②空き物件活用促進に向けた所有者向けの啓発イベント等の企画・実施(新規)	令和6年8月1日	地域おこし協力隊着任
	令和6年9月13日	マッチング仕組みづくりや啓発イベント開催に向け、めむろ土地・住宅情報協会との情報交換の実施
	令和6年10月1日～	空き物件相談受付開始
	令和6年10月23日	壮瞥町空き家コーディネーター視察

<p>③空き物件流通促進に向けた補助の実施(新規)</p>	<p>令和6年6月25日～</p>	<p>まちなかエリアにある空き物件等の相続登記や未登記物件の表題登記、既存住宅状況調査、家財道具等の残置物の処分費用を支援する補助制度を新設</p>
<p>(4) 金銭的支援(起業、事業拡大、集いの場づくり等の助成)</p>		
<p>①まちなかチャレンジ事業補助及び起業支援補助の実施</p>	<p>令和5年度～</p>	<p>①まちなかチャレンジ事業補助金 芽室町の「まちなか」にある資源を活用し、「まちなか」における人の流れの創出・賑わいづくりに寄与する取組(単発のイベント・継続して行われる交流の場づくり)を行う事業に対し、費用の一部を補助。 ②商工業活性化事業補助金(商工労政課所管) 起業、既存事業者の新分野進出、規模拡大に対する支援(補助制度)を創設</p>
<p>(5) 拠点施設の整備の検討</p>		
<p>・拠点施設の整備に向けた機能・場所等の検討と財源・運営手法等の確保などの検討(新規)</p>	<p>①令和6年5月14日 ②令和6年6月6日 ③令和6年7月5日 ④令和6年7月6日～ ⑤令和6年9月30日</p>	<p>①拠点施設に係る理事者協議の実施 ②拠点整備に係る理事者協議の実施 ③拠点整備に係るまちなか再生関係3課と理事者との協議 ④町内施設に不足している機能や拠点の考え方の整理と機能や場所、実施手法の調査 ⑤拠点施設に係る理事者協議の実施～機能の確認 【機能】 公共スペース～「町民の交流、憩い、チャレンジの場と訪問者への滞在・情報発信の拠点」 例:キッチンラボ、情報交流発信スペース兼レンタルスペース、ワーキングスペース、木育子育てスペース、町特産品テイクアウト・飲食スペース 民間スペース～「温浴施設、軽食、宿泊施設」 【場所】 まちなかエリア内での整備を検討</p>

	<p>◎令和6年11月14日</p>	<p>【財源(整備方法)】 芽室町公共施設等総合管理計画に基づき PFI-BTO 手法等の民間事業者による整備又は、既存施設の複合化による整備を検討</p> <p>【運営手法】 民間事業者への賃貸や指定管理等の民間事業者が独立採算での運営を検討</p> <p>【期待する効果】 ・町外へ消費行動が流れている町民の町内滞在(特に昼間)の動機付けへの期待 ・滞在への動機付けによる町外の宿泊者や子育て世代等の外貨獲得への期待 ・拠点のみへの滞在ではなく、まちなかへの回遊が目的のため、町内飲食店との連携による「まちやど化」(例:宿泊者の朝食の提供、テイクアウト、デリバリー等)</p> <p>【課題】 まちなかエリアにおける整備候補地不足 拠点整備及び運営主体となる民間事業者の確保 芽室町商工会とまちなか再生ビジョンに係る意見交換(予定)</p>
<p>(6) 関係課との政策連携</p>		
<p>・商工労政課 元気な商店街づくり支援事業(商店街等に関する支援、起業支援・新分野進出・規模拡大等に関する支援、事業承継マッチング)</p> <p>・都市経営課 空家等対策事業(芽室町空家等対策計画に基づき、連携して空き家相談窓口を運営)</p> <p>・生涯学習課 少年教育活動運営事業(ジモト大学)</p>		